



## 第5回JCN現地会議 in 岩手

**10分**で(だいたい)わかる！

**赤い羽根「災害ボランティア・  
NPO活動サポート募金」**



社会福祉法人中央共同募金会  
企画広報部 城 千聡



# ボラサポ

東日本大震災の被災地などで  
活動するNPOのための助成金

支える人を支える募金





# 2011年4月14日から (震災から34日後) 受付をスタート



# 現在、 第9次の審査中

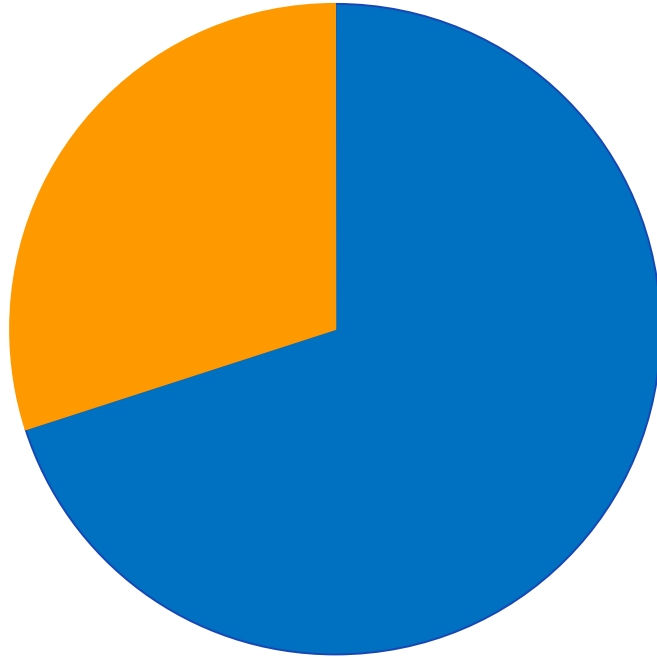


# 第10次から 応募要項が大きく…



どうして、  
第10次から大きく  
変えるんでしょう？

## 助成残額



■現在の助成残額：

約11億円

■これまでの助成額：

1回約3億円

■対象期間：

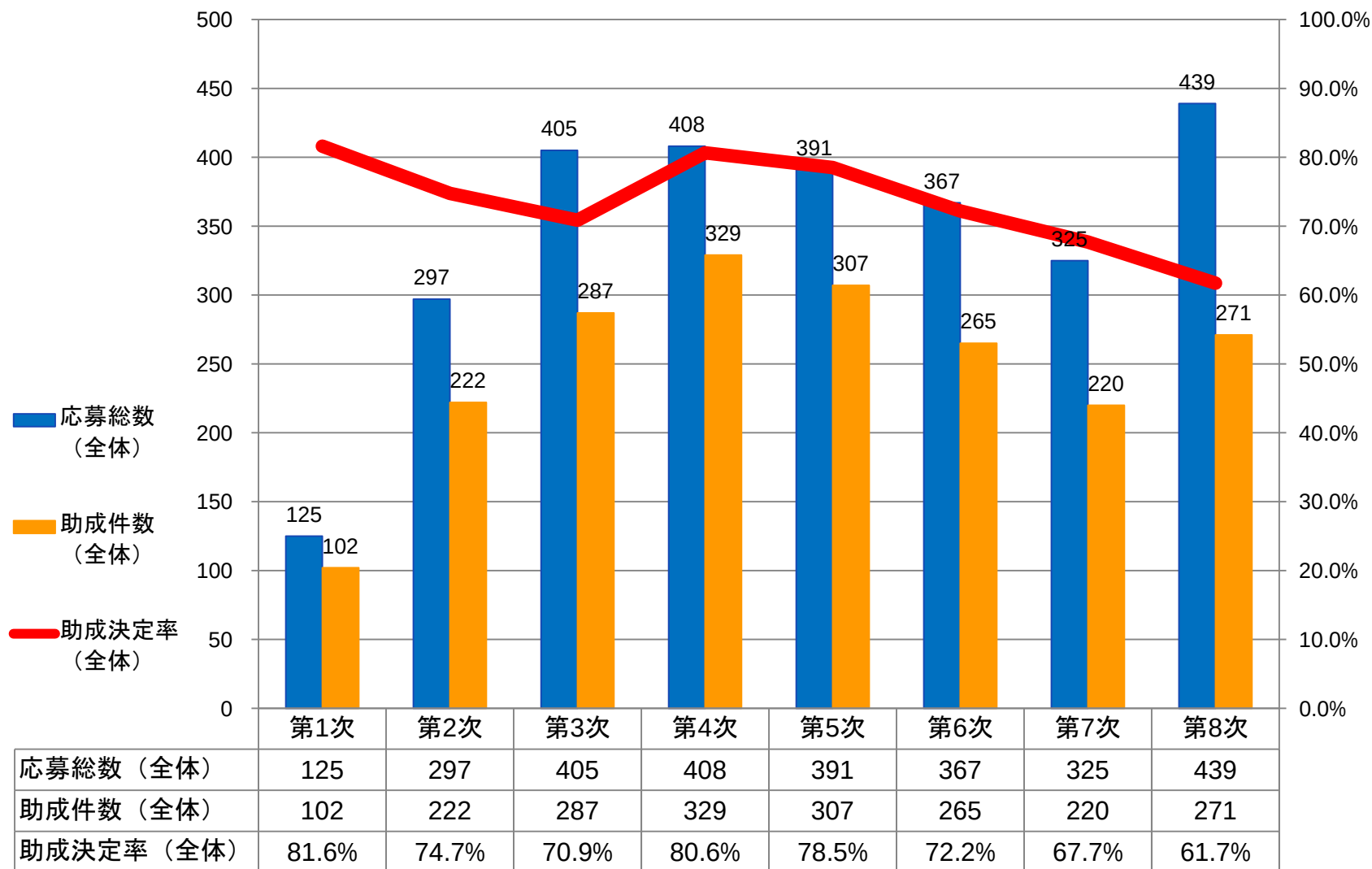
2015年3月

→あと2年半

# 今のまま続けたくても、できない



## 全体（短期＋中長期）第1次～8次助成決定率







**細くても長く、  
続けていくために**



しくみについて  
話し合っています



× しくみを詳しく

○ 特徴をざっくり



# これまでに…【寄付】

**寄付目標額 50億円**

**寄付合計額 38億7千万円**

**（2012年10月31日現在）**



**これまでに…【助成】**

**• のべ2001団体**

**• 27億1267万円**

**※第1次から第8次助成および  
住民活動支え合い助成累計**



# 助成決定率…【平均】

・短期：85.6%

・中長期：66.8%

・合計：74.7%

# 高い！





小さい規模でも  
広く、多くの  
団体を支えたい







そのための、  
しくみ

# ◆対象の団体



**応募要項 P.2**

# ■5人以上のグループ

→法人格がなくても大丈夫！

■NPO法人、社会福祉  
法人、学校法人など営利を  
目的としない法人

# ◆対象の活動



**応募の手引き**  
**P.1～2**



■岩手・宮城・福島での活動

■避難先となる日本全国の活動

■泥かき、ボランティアバス事業

■サロン、見守り活動

■子どもの学習支援、保養活動

■動物保護、コミュニティFM運営

# 対象の日数



**応募要項 P.2**

# ■30日以内：短期活動

→応募上限額 50万円

# ■30日以上：中長期活動

→応募上限額 300万円

# 応募の時期



**応募要項 P.5**



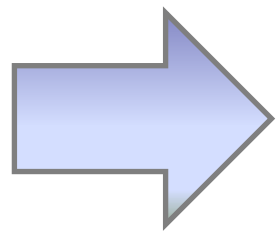
■ 1～6次まで:

2か月 に1度受付・決定

■ 7～10次まで:

3か月 に1度受付・決定

**もっと気軽に、  
もっと早く**



**住民支え合い活動助成**



- ・岩手・宮城・福島の地元住民が中心のグループが対象
- ・1回10万円、年間2回まで助成
- ・簡単な書式・簡単な報告、身近な市町村の窓口で受付
- ・おおむね1か月で助成決定
- ・応募要項：3県それぞれの共同募金会ホームページで公開

さて

# ボラサポが NPOのみなさんに 期待すること





**あなたの団体が  
活動をしていないと  
き、  
その地域に何か  
動きはありますか？**



**あなたの団体で  
お金がなくなったら  
き、  
活動をどうするか  
決まっていますか？**



**あなたの団体が  
活動をやめたとき、  
その地域は  
どうなりそうですか？**





**資金には、限り。**

**ボラサポも、ほかの助成も。**



**だから、ボラサポは  
こんなことをしている  
団体を応援します。**



①

**その地域に  
暮らしている人が  
活動に取り組めるための  
しかけをしている**



②

**その地域の人たちを  
支え続けられる地元の  
団体（行政や社協）と  
連携をしている**



③

**いつ頃までに誰に  
活動を引き継ぐのか、  
という見通しを持っている**



④

**目的を同じくする団体と  
連携するなど、  
より効果を上げるための  
工夫をしている**

今日のこの場で、  
ぜひそんな団体との  
ネットワークを  
広げてください



## ■応募要項・応募の手引きは最新版を

- 第10次の受付は12月25日～1月25日まで。
- 今日お配りしている応募要項は変わります！**
- 必ず最新版の要項・手引き・応募書を確認してください。

## ■Facebookページ(ほぼ)毎日更新

- 「事務局からの耳寄り情報」など応募に役立つ情報がもりだくさん！「こんな必須書類はダメ」など具体例も



♪ホームページ：<http://www.akaihane.or.jp/er/p6.html>

♪Facebookページ：<http://www.facebook.com/borasapo>



私たちも、寄付集めを  
もう一度がんばります。  
みなさんご協力ください。



# ありがとうございました。

中央共同募金会ボラサポ担当

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル5階

電話：03-3581-3846      ファックス：03-3581-5755

メール：support@c.akaihane.or.jp

ホームページ：akaihane.or.jp

ボラサポページ：akaihane.or.jp/er/p3.html

ボラサポFacebookページ：www.facebook.com/borasapo



.....  
これは第9次の応募要項です。

第10次からは大幅な変更があります。

10次応募要項は12月頃HPで公開予定です。  
.....

2012年9月(社会福祉法人中央共同募金会)

(<http://www.facebook.com/borasapo>)

2011年3月11日に発生した東日本大震災では多くの方がたが被災されました。そして、今なお多くの方々仮設住宅をはじめとして、避難生活を余儀なくされています。

被災された方々に謹んでお見舞いとお悔やみを申し上げます。

赤い羽根の中央共同募金会は、東日本大震災の被災地等で活動するボランティアグループ・NPOへの活動支援を行うため、赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」を創設し、2011年5月から助成を行ってきました。支援活動が長期化・広域化している現地のニーズや状況の変化に合わせ、今回の要項ではいくつかの変更を行いました。

①過去にさかのぼっての応募は2012年3月1日以降の活動のみ(約半年間)を対象とします。次回、第10次応募ではさかのぼり期間をさらに短くする予定です。

②活動や地域が異なれば1団体が複数の応募をすることが可能とし、特に上限を設けていませんでしたが、今後は1団体につき2件を最大とします。(精算が済んでいればこの数には含めません。なお、同一活動の場合は未精算の段階で継続応募はできません)

③コーディネーターに対する人件費の応募は、中長期活動の場合のみ対象とします。

④1000万円上限の活動については、活動期間1年以上に加え活動日数が300日を超えていることを条件とします。

また、助成財源の減少等の状況を鑑み、今後は優先順位を意識して審査を行なっていくこととします。特に継続的に助成している活動については、被災した人々の参画があるかどうかなど具体的な点について確認し、そうした点が確認できない活動については助成を見送ります。具体的な点は、9月中旬公開予定の「第8回助成決定に当たって」の中で一定の方針を示すこととします。

この助成事業は、募金を財源に行うものです。中央共同募金会は寄付者の方がたから託された貴重な財源とその思いを活動する団体につなぎ、団体の活動を柔軟に支援していくことを通じて被災された方々を支えていきたいと考え、財源の続く限りこの助成を続けていきます。

## 赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」助成事業

### 応募要項(第8版)

【第9次以降応募用(2012年9月1日受付開始～)】

#### 1. 名称

赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」(ボラサポ) 助成事業

#### 2. 趣旨

この助成事業は、東日本大震災の被災地等で活動するボランティアグループ・NPOへの活動支援のための赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」を財源として行います。

中央共同募金会では、この助成事業を通じて、被災した人々を支援するボランティアやNPO等と被災地の人々が協力しあい、さまざまな活動とともに取り組み、人々のつながりをはぐくみ、被災地域コミュニティの再興に向けた市民の力を高めることを願い、この趣旨を本要項ならびに助成金審査の際の方針としていきます。

### 3. 助成総額

赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」への寄付額に応じて助成します。

※この募金は、特定震災指定寄付金です。所得控除または所得税の税額控除の適用が受けられます。また、企業の場合は支払額の全額が損金算入されます。

### 4. 助成対象

#### (1) 対象団体

被災地をはじめ全国で、東日本大震災で被災された方がたへの救援・支援活動を現に行うボランティアグループ、NPO 法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人等であって、次の要件にあてはまる非営利団体

- ・ 救援・支援活動の実態があり第三者から活動の実態が裏付けられること。
- ・ 5名以上で構成されていること。
- ・ 助成を受けて行った事業について、中央共同募金会ホームページでの公表が可能なこと。
- ・ これまでにボラサポの助成を受けた活動で、未精算のものが1件以内であること。

#### (2) 助成対象活動・プログラム

- ・ 東日本大震災で被災された方がたを支援するボランティア活動等全般。
- ・ 被災地における活動だけでなく、全国の被災者の避難先、原子力発電所事故に伴う住民の避難先における活動も対象とします。
- ・ いずれも2012（平成24）年3月1日以降の活動について対象とします。
- ・ 助成対象プログラムは以下のとおりとします。なお、内容分類は審査に影響するものではありませんので、活動内容に最も合うものを1つ選んでください。

#### 《助成対象プログラム》

1. 短期（おおむね1か月未満）の活動：50万円以内

2. 中長期（1か月以上）の活動：300万円以内

※応募額が100万円以内であって、一定の条件を満たす団体については助成決定後、決定金額の全額の一括送金を可能とします。

※1回の応募額の上限は300万円ですが、一定の条件を満たす団体については1000万円までの応募を可能とします。

※それぞれの対象、条件は本要項のP6～7に定めます。

#### 《参考》

##### ◇地域の小規模団体への立ち上げ・運営助成

- ・ 地元住民による助けあい活動を支えるため、1回10万円（年2回まで）の助成を行います。
- ・ 中央共同募金会から都道府県共同募金会（当面は岩手・宮城・福島の3県）に審査事務を委託します。
- ・ この助成に関する応募要項は別紙に定めます。  
（岩手・宮城・福島の各県共同募金会のホームページで公表しています）

《助成対象プログラムの内容分類》 ※それぞれの内容は「応募の手引き」に定めます。

①緊急救援活動への助成（緊急救援活動プログラム）

②生活支援活動への助成（生活支援活動プログラム）

③復興支援と新たなコミュニティづくりの活動への助成（復興支援・コミュニティ活動プログラム）

### (3) 助成対象費用

2012（平成24）年3月1日から2015（平成27）年3月31日までの、東日本大震災の被災者に対するボランティア活動等にかかわる次の費用で、他の機関、団体等から助成を受けていない費用を対象に助成します。（他の助成を受けていても、経費の切り分けが適正に行われていれば応募は可能です）応募期間内のみ、過去にさかのぼっての応募を可能とします。

#### ①支援活動に要する費用

活動資材・消耗品費等購入費、電話等通信費、運搬移送費、印刷費、会議費、研修費、謝金、委託費等

#### ②活動拠点設置費

事務所の設営費、携帯電話・印刷機等の備品のリース代、拠点において支援活動等をマネジメントする専門的な人材等への人件費・謝金・委託費等

※拠点における専門的な人材等の人件費は、中長期プログラムのみを対象とします。その場合、団体、人材等についての要件をみたすことが必要です。また、助成対象となる人材について、活動日報を必要とします。詳細は、「応募の手引き」をご覧ください。

#### ③活動拠点を中心とする旅費

活動拠点を中心とする交通費、バスチャーター・レンタカー代金、ガソリン代、宿泊費等

#### ④ボランティア保険料

地震特約付きボランティア保険の保険料 等

※詳しくは「応募の手引き」をご覧ください。

## 5. 審査・交付

### (1) 審査にあたって重視する点

- ①目標や問題意識が明確になっているか
- ②プロジェクトを実施するための手法が明確で適切か
- ③さまざまな人たちの参加と協力が得られているか
- ④被災地で暮らす人たちの潜在的な力を引き出し、高めていこうとしているか
- ⑤被災地での新しい社会的事業・活動へと発展する可能性があるか
- ⑥災害ボランティアセンター等現地の団体や現地に拠点を置く団体と連携や協働により活動が行われているか

### (2) 助成決定

- ①中央共同募金会が設置する配分委員会で決定します。現地のニーズや状況の変化を踏まえ、助成総額とのバランスを勘案しながら優先順位をつけて助成を行います。
- ②配分委員会による決定後、助成の可否についての決定通知を送付します。採用の場合は本助成で対象とする期間を記載します。よく確認してください。
- ③減額理由、不採用の理由については決定通知に記載し、減額項目と金額はホームページの団体専用ページで個別に表すものとします。それ以上の問合せにはお答えできません。

### (3) 助成金の交付

- ①短期の活動は助成決定後に助成金の全額を送金します。
- ②中長期の活動は助成決定時と活動終了時の2回（1,000万円については、2～3回）に分けて送金します。
- ③中長期の活動で応募額が100万円以内の場合、一定の条件を満たす団体については、助成決定後に決定金額の全額を一括送金します。
- ④中長期の活動は、対象期間終了時に収支や経費明細について報告に基づき精算を行います。場

合によっては、助成決定額より減額となる場合や、一時送金済みの助成金を返還していただくことがあります。

## 6. 助成金への応募

### (1) 応募の際の留意点

- ・ 応募の際に留意する点については「応募の手引き」に詳しく記載してあります。必ず確認してからご応募ください。

### (2) 提出書類

#### ア) 短期活動

##### 1) 応募書（必須）

- ・ 応募書には 1 枚が 1 万円以上の支出となった領収書の写しを添付してください。

##### 2) 団体資料（任意/既存のものがあれば同送のこと）

- ①規約または会則、定款のいずれか ②団体のパンフレット

##### 3) 活動記録（任意/既存のものがあれば同送のこと）

- ①ニュースレター（または活動報告書）、②ホームページやブログなど活動の様子がわかるページのURL（応募書に記載欄があります）

#### イ) 中長期活動

##### 1) 応募書（必須）

##### 2) 団体資料[3 種類]（いずれも必須）

- ①規約または会則、定款のいずれか

団体としての意思決定のしくみなどが記載されたもの

- ②年間の事業計画

団体としての方針と計画が記載された、団体として決議された直近のもの

- ③予算書もしくは前年度の決算書（いずれか）

団体としての年間の予算/決算が示され、団体として決議された直近のもの。

##### 3) 団体資料（任意/既存のものがあれば同送のこと）

- ①団体のパンフレット、②ニュースレター（または活動報告書）、③ホームページやブログなど活動の様子がわかるページのURL（応募書に記載欄があります）

##### 4) 活動日報（コーディネートにあたる人材の人件費の助成を希望する場合、必須。毎月末締めで翌月 5 日までに郵送のこと。）

- ・ これまでの活動についての人件費の助成を希望する場合、助成対象となる人材について、該当月の活動実績を記録した「活動日報」を応募時に提出してください。様式は中央共同募金会ホームページからダウンロードが必要です。押印が必要なため、必ず郵送してください。なお、今後の活動予定についての人件費の助成を希望する場合は、助成が認められた後に、速やかに郵送してください。審査中にお送りいただく必要はありません。

## 7. 活動の報告等

- (1) 中長期活動の助成を受けた団体は、中央共同募金会に対し、助成期間終了後おおむね 1 か月以内に、収支報告、活動実績・助成金使途等の事業報告書（写真等添付）を提出していただきます。（中央共同募金会のホームページから報告するか、様式をダウンロードして郵送してください。郵送の場合には、同時に電子データの送付にご協力ください。）

- (2) 次の事項については、それぞれ中央共同募金会ホームページで公表します。

なお、これらの事項について、公表への協力が得られない団体については、助成決定の取り消しおよび助成金の返還を求めることがあります。また、協力が得られない状態で新たに助成をすることはできません。必ずご報告ください。

- ①助成を受けた団体の団体名、助成金額、活動概要、活動の成果等
- ②寄付者へのメッセージ
- ③活動中の写真もしくは団体メンバーの写真（3枚まで）
- ④助成を受けた活動の内容や財務の状況（50万円を超える助成を受けた団体、活動拠点における専門的人材の人件費等の助成を受けた団体）

（3）助成決定事業に関して、実施中の活動や事業の案内（チラシ等）について適宜情報提供していただく場合があります。

## 8. 応募の受付時期と決定時期

当面のスケジュールは次のとおりです。第11次以降の予定は、随時お知らせします。

|      | 応募受付開始日        | 応募締切日              | 助成決定時期    |
|------|----------------|--------------------|-----------|
| 第9次  | 2012年9月1日（土）   | 2012年9月28日（金）※本会必着 | 12月中旬（予定） |
| 第10次 | 2012年12月25日（火） | 2013年1月25日（金）※本会必着 | 4月中旬（予定）  |

※応募締切は「本会必着」です。郵送の場合、締切日を過ぎて届いた書類は受け付けできません。  
 中長期活動においては、団体資料等の必須書類も締切日を過ぎた場合は受け付けできません。  
 ※被災地の状況等の変化に合わせ、応募要項ならびに応募書は柔軟に変更していきます。応募前には最新の応募要項・応募書を確認するようご注意ください。

## 9. 応募方法

- （1）原則として中央共同募金会のホームページにある、ボラサポ用の応募フォームから入力してください。入力いただけない場合のみ、以下の方法での応募を認めます。
  - a. 「応募書」に必要事項を記載し関係資料（応募書の案内に沿い、全て揃っているか必ずチェックしてください）を同封し、下記送付先まで送付してください。
  - b. 応募書ならびに必須書類は、必ず郵送でお送りください。また、ワードで作成した応募書データがある場合は必ずメールでもお送りください。ただし、メールのみでの受付はいたしません。

## 10. 照会先・送付先

【受付時間：平日 10:00～12:00 13:00～17:30】

- （1）社会福祉法人 中央共同募金会企画広報部（ボラサポ担当）  
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階  
 電話 03-3581-3846（代） FAX 03-3581-5755  
 E-mail support@c.akaihane.or.jp  
 ホームページ（ボラサポ） <http://www.akaihane.or.jp/er/p3.html>  
 Facebook ページ <http://www.facebook.com/borasapo>
- （2）最寄りの都道府県共同募金会  
 都道府県共同募金会連絡先：<http://akaihane.or.jp/about/prefecture/index.html>

# 助成対象プログラム 条件一覧表

プログラムごとの応募条件は以下のとおりとします。よくご確認のうえ、ご応募ください。

| プログラム | 上限金額(万)                        | 活動日数※<br>本助成金活用       | 応募時期                                                                        | 必須資料 | 事業報告 | HP公開 | 送金                                                                                                                          | 条件                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|--------------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------|------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 短期    | 50                             | 30日以内※1               | 活動終了後※2                                                                     | ×    | ×※3  | ○※4  | 助成決定した全額を一括送金                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1回の応募期間（第〇次）で応募総額は上限50万円とする。</li> <li>・同一事業・別事業ともに1団体が1回の応募期間で複数の応募をすることは不可とする。</li> <li>・1回の応募期間に同一の事業で短期と中長期の両方に応募がある場合にはいずれか片方のみの審査とする。</li> </ul>                                                                                         |
| 中長期   | 300                            | 30日以上                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施中※5</li> <li>・終了後いずれも可</li> </ul> | ○    | ○    | ○    | 助成決定時と活動終了時※6                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者がおり、規約、事業計画、予算・決算等が整備され、規約等で団体の意思決定のしくみが明確になっていること。</li> <li>・これまでにボラサポの助成を受けた活動で未精算のものが1件以内であること。※7</li> <li>・1団体あたりの助成上限額は原則として300万円とする。※7</li> </ul>                                                                                    |
|       | ただし、以下の場合においては次のような応募・送金が可能です。 |                       |                                                                             |      |      |      |                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|       | 100                            | 30日以上                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施中※5</li> <li>・終了後いずれも可</li> </ul> | ○    | ○    | ○    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成決定した全額を一括送金（一定の条件を満たす団体※8）</li> </ul>                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記300万円上限の条件に同じ。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                   |
|       | 1000                           | 1年以上3年未満、活動日数300日以上※9 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施前</li> <li>・実施中※10</li> </ul>     | ○    | ○※11 | ○    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2年未満：2～3回に分けて送金、中間時期に報告と精算</li> <li>・2年以上：1年ごとに中間報告と精算。継続助成が認められれば翌年分を送金</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記300万円上限の条件に加え、以下の条件を満たすこと。</li> <li>・中長期で1度は3か月以上の活動の助成が決定していること。また、その事業の活動報告が済んでいること。</li> <li>・被災地および避難した住民を中心に構成されている団体であること。</li> <li>・物資や備品の購入が主たる目的の活動でないこと。</li> <li>・1年間の上限送金金額は500万円とする。したがって活動期間が1年の場合は応募上限額を500万円とする。</li> </ul> |

- ※1：活動期間が1か月を超える事業でも、活動日数が30日に満たない場合は短期の活動でご応募ください。また、活動日数が30日を超える場合でも、すでに終了しており応募額が50万円未満の場合は短期の活動としてご応募ください。
- ※2：活動が終了しており、応募時に領収書の写し（1枚が1万円以上）の提出が可能である活動が対象です。今後の活動や支払いを済ませていない経費の入った活動を「短期」として応募することはできません。
- ※3：応募書が活動報告を兼ねる形となります。ただし写真や寄付者へのメッセージなど、追加で報告いただくものがあります。
- ※4：ホームページ公表への協力が得られない団体については、助成決定の取り消しおよび助成金の返還を求めることがあります。また、協力が得られない状態で新たに助成をすることはできません。
- ※5：ただし、応募時に活動が始まっていなくても、助成決定時に活動が開始されている予定であれば応募を可とします。過去にさかのぼっての応募は、応募時期から半年前までのみ可能とします。
- ※6：活動内容や期間によって事業実施途中で一部送金できるものとしますが、その際の資金送付額および回数は中央共同募金会が決定します。
- ※7：ただし、次のような事例であり、その内容が応募書から判断できる場合については、一団体あたり300万円の上限にかかわらず、応募を可能とします。
- ア) 複数の拠点を設けて活動を行う場合（活動場所ではなく、拠点を設けていること）
  - イ) 異なる活動を行う場合（活動の違いや必要性が応募書から判断できること）
  - ウ) 本助成金で助成対象の期間を終えた後、現地のニーズに応じてその事業を継続する場合
  - エ) 1年以上3年未満の活動で1000万円を上限として応募する場合
- 前提として1団体につき未精算の活動は最大2件までとします。したがって、初めて応募する団体や、過去に助成を受け、その精算がすべて終了している団体が同時に応募できる中長期活動は最大で2件であり、未精算の活動が1つある団体はあと1件の応募のみ可能とします。
- この条件を満たした上で応募可能な場合：
- ウ) については、①応募活動の活動報告を提出、②精算についてボラサポ事務局の確認が終了、という2点が済んでいる場合に限り応募を可とします。
- エ) については、表の中の条件に当てはまる場合に限り応募を可とします。
- 配分委員会では、助成総額に限度があることを踏まえつつ、被災地のニーズ、事業の実施可能性等について、案件ごとに慎重に審査を行います。
- ※8：これまで本助成またはそれに準ずるこの震災に関する民間の助成金を受けて活動した団体（当該活動の報告が完了していること）、もしくは過去3年以内に共同募金会の助成を受けたことがあり、そのことが応募書から明らかな団体とします。
- ※9：活動日数は最低でも300日以上とします。また、複数年の計画が読み取れない場合や実現性が判断できない場合などに、応募金額のうち300万円まで減額して助成することは行いません。長期の計画が定まっていない場合は、通常の300万円を上限とする活動としてご応募ください。
- ※10：長期の活動を安定的に支えるという趣旨から、基本的にさかのぼっての応募は認めません。ただし活動の継続性を考慮して、応募時点から3か月程度についてのみさかのぼりを認めます。
- ※11：中間報告を必須とします。この報告時に「活動の実態なし」また「応募目的を逸脱した著しい違い」などがあった場合には、事業途中で助成の取り消しおよび助成金の返還を求めることがあります。また、コーディネーターの「活動日報」の毎月の提出がなかった場合も同様です。なお、現地のニーズの変化等により当初の応募時点の計画とずれが生じた場合には、団体に連絡のうえ減額を行う可能性があります。